

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直し（2割負担施行）について

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の窓口負担割合が2割となります。（窓口負担割合3割の方を除く）

2割負担の対象となる方

以下の①、②の両方を満たす世帯が2割負担の対象となります。

- ①世帯内の被保険者に住民税課税所得が28万円以上の方がいる
- ②年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上（被保険者が2人以上の世帯は収入の合計が320万円以上）
（この見直しにともなう被保険者証については令和4年9月頃に送付予定です）

詳しくは埼玉県後期高齢者医療広域連合のホームページをご確認ください。（<https://www.saitama-koukikourei.org/>）

また、制度改正の趣旨などの照会を受け付けるため、国がコールセンターを開設しています。

後期高齢者窓口負担割合コールセンター

受付日時：月曜日～土曜日 午前9時～午後6時（祝日は除く） ☎0120-002-719

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777

「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事」環境影響評価準備書の説明会

オリックス資源循環株式会社では、彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事を実施するにあたり、埼玉県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書の説明会を開催いたします。

- 主催 オリックス資源循環株式会社
日時 4月26日（火）午前10時～11時30分
場所 コミュニティセンター「やまなみ」2階 集会室
内容 環境影響評価準備書の概要、質疑応答
問合せ オリックス資源循環株式会社
☎090-5190-5771

小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の受付を開始します

- 1 対象：現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者
- 2 期間：6月13日（月）～7月29日（金）（土・日・祝日は除く。）
- 3 場所：各県保健所
- 4 必要書類：申請書、医療意見書、健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険（健康保険）の被保険者の市町村・県民税課税（非課税）証明書（税額・所得金額が記載されたもの）など
※お持ちの受給者証に記載の住所地を管轄する保健所から申請に必要な書類についてのご案内が郵送されます（医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください。）。

5 問合せ：東松山保健所 ☎22-0280

農振除外申請の受付について

東秩父村では、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく農地を農振農用地として指定し保全に努めています。

この指定した農用地に住宅、資材置場、駐車場等を建設するため、農地転用を計画する場合は、農地転用許可申請の前に農振農用地から除外（農振除外申請）する必要があります。除外申請については、下表のとおり受付期間は年2回です。計画をお考えの方はお見逃ししないをお願いします。

なお、除外が認められる（農業振興地域整備計画の変更）までに約5ヶ月（※予定）かかりますので、計画は余裕をもってお立てください。

| | | | | |
|------|-------------------------|-----------------------|-----|---------------------|
| 受付期間 | 1回目 | 4月28日（木） ～5月16日（月） | 2回目 | 11月1日（火） ～15日（火） |
| | 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日を除く） | | | |
| 受付場所 | 役場産業観光課 | | | |

問合せ 産業観光課 ☎82-1223

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（就業年限1年以上である過程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得のめやす】118万円＋{扶養親族等の数×38万円}

学生納付特例の承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

住民福祉課 ☎82-1226

秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられます

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から新成人となります。

18歳（成年）になったらできること

- ・親の同意がなくても契約（携帯電話、ローン、クレジットカード等）できる。
- ・10年有効のパスポートを取得する ・結婚 ……など

20歳にならないとできないこと

- ・飲酒 ・喫煙 ・競馬、競輪、オートレース等で投票券（馬券）を買う ……など

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになります。そのため、契約に関する知識や経験に乏しい若者、特に学生が悪質商法等の消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高くなります。十分お気をつけください。

住民福祉課 ☎82-1226

消費税インボイス制度説明会のご案内

◇事業者の方向けに消費税のインボイス制度説明会を次のとおり開催します。

- 会場 秩父税務署 1階会議室
日時 5月16日（月）午前10時～11時まで（1時間）
5月17日（火）午前10時～11時まで（1時間）
6月9日（木）午前10時～11時まで（1時間）
6月10日（金）午前10時～11時まで（1時間）

定員 各回12名（事前登録制）

その他 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期または中止する場合があります。来場に当たっては、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

問合せ 秩父税務署 法人課税部門

☎0494-22-4433（内線44）